

# 社会福祉法人にしあいつ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にしあいつ福祉会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したとき、監事が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を払うことができる。なお、理事長においては、報酬を、業務執行理事においては、報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

① 半日(午前又は午後の時間帯 6,300円)

② 実費弁償費(1km) 25円(端数が出た場合は、これを切り上げる。)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

① 半日(午前又は午後の時間帯 6,300円)

② 実費弁償費(1km) 25円(端数が出た場合は、これを切り上げる。)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長には、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、公職についている者については支払わない。

2 業務執行理事の報酬は、給与規程第1条第3項をもって報酬とする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

5 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、事前に支払うものとする。

(報酬及び旅費の支払)

第6条 理事長及び業務執行理事については、別に報酬が支払われているため旅費のみとする。

2 第3条の支払は、会議当日、現金で支払うものとする。

3 第5条の支払は、事前に旅費等を積算し支払する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

附 則

役員報酬及び理事・監事・評議員の費用弁償に関する規則(平成25年7月16日施行)は廃止する。

附 則

社会福祉法人にしあいつ福社会役員報酬規程(平成29年6月13日施行)は廃止する。

附 則

社会福祉法人にしあいつ福社会評議員報酬規程(平成29年6月13日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月17日より適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月13日より適用する。